

議会議案第一号

石川県議会議員等報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例（案）

石川県議会議員等報酬及び費用弁償支給条例（昭和三十一年石川県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第五条中「往復距離に応じた別表二に定める額」を「路程に応じて次に定める車賃及び公務諸費の額の合計額」に改め、同条に次のただし書及び各号を加える。

ただし、公用車を利用した場合には、車賃は、弁償しない。

一 車賃 路程一キロメートルにつき三十七円を乗じて得た額

二 公務諸費 別表二に定める額

別表二を次のように改める。

別表二（第五条関係）

議員の住所地から会議開催地までの路程	公務諸費の額
五十キロメートル未満	三、〇〇〇円
五十キロメートル以上百キロメートル未満	五、〇〇〇円
百キロメートル以上	八、〇〇〇円

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

少子高齢化が進行する中、医療や看護の充実は、地域に暮らす住民にとって切実な願いとなっている。しかしながら、医療や看護の内容が高度化する一方で、医師や看護師の数が不足するとともに、医師臨床研修制度などにより、医療従事者の都市部への偏在が進むなど、地域の医療体制を確保することが極めて難しい状況になっている。

とりわけ、産科、小児科、麻酔科などの特定診療科や救急・へき地医療を支える分野での医師不足、中小病院等での看護職員不足などから、地域医療体制の確保が困難な状況となっており、喫緊の課題となっている。

よって、国におかれては、社会保障の理念に基づき国民皆保険制度を堅持され、国民が地方においても安心して子どもを産み育て、老後を送れる地域医療体制を確保するため、地方の現状を十分に認識されるとともに、下記の事項について早急実現されるよう強く要望する。

記

- 1 産科・小児科等の医師不足が指摘される診療科の医師を確保するため、これら診療科の診療報酬や就労環境の改善などの施策を講ずること。
- 2 救急医療や周産期医療に従事している勤務医等の労働環境の改善策を講ずるなど、救急医療体制及び周産期医療体制の整備・維持のための支援策の拡充を図ること。
- 3 女性医師が結婚や出産を経ても、働き続けやすく、現場に復帰しやすい環境を整備すること。
- 4 看護職員の人員不足と偏在を解消するため、計画的な養成と労働環境の向上など、積極的な対策を講ずること。
- 5 当該都道府県出身であることを条件とした医学部への学士編入学など、地方自治体による医師確保策を支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月19日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
厚生労働大臣	
内閣官房長官	

輸入食品の安全確保を求める意見書

1月30日に発覚した中国製ギョーザ薬物中毒事件は、被害を申告する人が全国に広がり、重体となる被害者が出るなど、近来まれに見る輸入食品を起因とする全国的な薬物中毒事件となっている。今回の事件では、基準値を超える残留農薬や使用禁止抗菌剤などの危険な薬品が相次いで検出されており、中国からの輸入食品に対する国民の不信感はこれまでになく高まっている。

我が国の食料自給率は39%と、6割以上の食料を輸入に依存している一方で、輸入食品の輸入時の検査は、全国31カ所の検疫所でわずか300人ほどの検査官により行われており、輸入届出件数に対する検査総数の割合は10%程度にすぎない。また、検査期間が1週間程度かかるため、違反とされたときには既に市場流通している場合も少なくない。

よって、国におかれては、輸入食品の安全確保体制を確立するため、速やかに下記の対策を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 食品の安全性の確保等に関しては厚生労働省所管の「食品衛生法」、品質表示の適正化等に関しては農林水産省所管の「JAS法」、さらには、業者間の公正な競争の確保等に関しては経済産業省所管の「不正競争防止法」等と、対象が同じ食品であるにもかかわらず、法律ごとに規制・指導する所管官庁が異なることから、これらを統合した組織を創設すること。
- 2 検疫所における検査人員増や機器等の充実を図り、輸入食品の検査率の向上と検査の迅速化を図ること。
- 3 輸出国に対して、我が国と同等の食品安全基準を設定することを強く求めるとともに、その基準を遵守することを輸入の条件とすること。
- 4 モニタリング検査については、検査結果が出るまで輸入を留め置く食品検疫に改めること。
- 5 海外での食品の安全に関する情報収集体制の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月19日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
食品安全担当大臣
内閣官房長官

あて

議会議案第4号

違法・有害情報から子どもを守るための環境整備を求める意見書

現在は、子どもたちが携帯電話やパソコンから簡単に接続できる状況にあるなど、インターネット上では違法・有害情報の氾濫が事実上野放し状態となっている。出会い系サイト等を通じて、実際に子どもたちが犯罪に巻き込まれる事件も多発している。

また、「学校裏サイト」と呼ばれる匿名掲示板には、子どもによる誹謗中傷が書き込まれ、いじめの温床になっているなどの問題も起きている。

総務省は、携帯電話会社に要請し、未成年者を「フィルタリングサービス」に自動的に加入させるよう取り組みを進めているが、親の名義で子どもが利用している場合には、親からの申し出がない限り適用されないなど、十分なものとは言えない。また、技術的な対応だけでなく、子どもへのメディアリテラシー教育や保護者ら利用者側への啓発活動への取り組みも不可欠である。

よって、国におかれては、子どもたちに対するメディアリテラシー教育の推進並びに保護者への啓発に努めること、違法・有害サイトの利用防止のための活動を行う団体に対して財政支援を含めた協力を行うこと、フィルタリングソフト等の技術開発・水準維持にかかる支援を行うこと等、子どもたちをインターネット上の違法・有害情報から守るための総合的な施策を強力に推進されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月19日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣
国家公安委員長
内閣官房長官

あて

石川県議会

議会議案第5号

銃の取扱いに関する規制強化を求める意見書

昨年12月に長崎県佐世保市で発生した散弾銃乱射殺傷事件は、正規に許可を受けた散弾銃が使用された事件であり、合法的に所持を許可された銃に関する問題点を浮上させた。

また、本県でも、昨年12月から本年1月にかけて散弾銃で自殺した事案が2件あった。

こうしたことから、一度銃の所持を許可した者に対しては、その後の年数の経過などによる状況の変化に対応すべきであり、許可後の点検・確認のあり方や所持の許可の更新方法を改めるなど、再発防止策を徹底する必要がある。

よって、国におかれては、国民が安心して生活できるよう、銃の取扱いに関する規制強化について、取締りをより一層厳格化されるとともに、銃所持を許可した者に対するその後の状況確認及び所持の許可を継続することについての審査体制を確立されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月19日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
国家公安委員長
警察庁長官
内閣官房長官

あて

石川県議会

難病対策の充実に関する意見書

現在、特定疾患（難病）に指定されている123疾患のうち45の疾患に対し、医療の確立、普及及び患者の負担軽減を図ることを目的に、公費負担による支援対策が講じられている。

しかしながら、平成18年12月には国の「特定疾患対策懇談会」において、潰瘍性大腸炎及びパーキンソン病については、対象者の範囲から軽症者を除外するなどの見直しを行うべきとの取りまとめが行われるなど、難病全体に対する配慮に欠けた方向性も示されている。

また、厚生労働省へは特定疾患の指定に関する要望書等が提出されているが、新たに特定疾患の指定を受けるには厳しい状況にあると聞いている。

こうした中、難病については、未だ原因不明で治療方法が確立されておらず、病状等についての社会的認知度が少ないことから、日常生活を営む上で、患者本人や家族が抱く精神的・経済的不安、悩みは計り知れないものがあり、各種の支援が強く望まれている。

よって、国におかれては、患者の高齢化等の生活実態にも十分に配慮され、特定疾患の指定及び公費負担対象疾患の拡大を推進されるとともに、地方の超過負担の解消等、所要の予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月19日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
厚生労働大臣	
内閣官房長官	

議会議案第7号

漂流・漂着物に対する総合対策の確立に関する意見書

我が国の日本海沿岸には、毎年、多量のゴミが漂着し、特に冬季になると対岸諸国のものと思われる大量のポリタンクや貨物船の遭難・荷崩れなどによる積み荷の木材等、さらには注射器などの医療系廃棄物や濃塩酸の入った容器なども漂着している。

こうした漂流・漂着物は、海岸保全機能の低下や生態系を含めた環境・景観の悪化を招くだけでなく、海岸を清掃するボランティアや散策する住民等に危険性を与え、沿岸漁業や船舶の安全航行にも影響を及ぼすなど深刻な事態をもたらしている。

また、漂着した物の回収・処理については、各自治体が行っており、年々増加する漂着物への対応に大きな負担を強いられているが、これらの原因究明、処理方法の決定及び処理費用の求償交渉など地方自治体による単独の交渉には限界があり、国レベルでの総合的・組織的な対応が必要となっている。

よって、国におかれては、下記の事項について実施されるよう強く要望する。

記

- 1 日本海沿岸諸国に対し、廃棄物の適正処理、原因の究明とその防止策、監視体制の強化などを国において働きかけること。
- 2 外国籍の船舶などが漂着物の原因者である場合、処理費用の求償等に関して国際的に調整する国レベルの漂着物対策調整機関を設立すること。
- 3 漂流・漂着物に係る補助事業の採択基準を緩和するなど、実効ある制度とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月19日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
農林水産大臣
国土交通大臣
環境大臣
内閣官房長官

あて

石川県議会

議会議案第8号

中小企業底上げ対策の一層の強化を求める意見書

中小企業を取り巻く経営環境は厳しいものがある。原油・原材料の高騰がオイルショック以来の記録的な価格となる一方で、親事業者への納入価格や公共事業体の落札価格は低迷を続けるなど、「下請けいじめ」「低価格入札」が横行し中小企業は今や危機的状況にあるといっても過言ではない。

こうした状況にかんがみ、昨年12月、福田総理は「原油高騰・下請中小企業に関する緊急対策関係閣僚会議」を2回開催し、関係省庁に対して、原油高騰の影響を受ける中小企業に所要の緊急対策を指示したところである。

深刻な影響をこうむる中小企業に対して、政府がとった一連の措置については一定の評価を下すものの、今回の緊急措置が場当たりの対策に終始しないよう、今後は、中小企業における金融支援策の強化や経営指導を効果的に行う相談窓口体制の構築など、中小企業底上げに対して一段と踏み込んだ対策を講じることが必要である。

よって、国におかれては、我が国企業の99%を占め日本経済を下支えする中小企業が健全な経営環境を取り戻し、地域経済の発展に寄与するため、中小企業底上げ対策の一層強化を図られるよう、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 中小・小規模企業者の金融支援をトータルに行うための「中小企業資金繰り円滑化法（仮称）」を早期に制定すること。
- 2 各省庁所管のもと数多くある中小企業相談窓口を一本化すること。
- 3 公正な取引を実現するため、下請代金支払遅延防止法を厳格に運用すること。
- 4 下請適正取引のためのガイドラインの周知徹底を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月19日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
経済産業大臣		
内閣官房長官		

石川県議会

議会議案第9号

「バイオマス推進基本法」(仮称)の制定を求める意見書

昨年、I P C C (気候変動に関する政府間パネル)が発表した「第4次評価報告書」は、地球の温暖化について、引き続き石油などの化石燃料に依存していけば、今世紀末には平均気温は4.0度(2.4~6.4度)上がると予測し、今後、人間の存在基盤が著しく脅かされるおそれがあり、その対策の緊急性を訴えるとともに、各国政府がより強力な対策を講じるよう警鐘を鳴らしている。

対策の大きな鍵を握る温室効果ガスの削減について、昨年12月、インドネシアのバリで開催されたC O P 13(気候変動枠組条約第13回締約国会議)で、2009年末の妥結を目指してポスト京都議定書の枠組みに関して交渉を開始することで合意がなされた。特に、日本は今年、この交渉の進展に重要な役割を持つ北海道洞爺湖サミットの議長国であり、世界の温暖化対策、特に京都議定書に加わっていない米国、中国、インドなども含め、すべての主要排出国が参加する新たな枠組みづくりをリードする使命がある。

そのためにも、自らが確固とした削減政策と中長期の排出削減目標を示す必要があり、再生可能エネルギーの導入促進と省エネルギー対策によって「低炭素、循環型社会」への移行を図る道標を示すべきである。

石油脱却に向けて鍵を握っているのが代替燃料としてのバイオ燃料である。石油産業社会にかわる「バイオマス産業社会」をも展望し、食糧との競合問題への対応も含めて、日本を挙げてバイオマス活用の推進を図るために「バイオマス推進基本法」(仮称)を制定すべきである。

よって、国におかれては、現在進められている「バイオマス・ニッポン総合戦略」を総合的かつ計画的に推進するためにも、同基本法を制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月19日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
農林水産大臣	
環境大臣	
内閣官房長官	

石川県議会

議会議案第10号

地上デジタルテレビジョン放送の受信対策の推進を求める意見書

地上デジタルテレビジョン放送は、既に一昨年全都道府県・全放送事業者の親局において放送開始され、政府においても「デジタル放送推進のための行動計画（第8次）」を策定、アナログ放送終了期限の2011年7月までの最終段階の取り組みが行われているところである。

7次にわたる関係者の行動計画により、普及計画の目標に沿って進んでいるものの、デジタル放送の完全移行のためには、中継局整備や視聴者の理解を得るための周知等、多くの課題が指摘されている。今後3年間でデジタル放送の受信に未対応の世帯も含め、完全移行のため普及世帯や普及台数を確保することは難事業と考える。

とりわけ、デジタル放送への移行に伴う視聴者の負担問題については、経済弱者への支援策が求められており、また、視聴者のデジタル受信器購入やアンテナ工事、共聴施設の改修等のデジタル対応に必要な具体的行動について、視聴者の理解を深め、行動を促進・支援する方策が求められる。

よって、国におかれては、平成20年度予算案に計上されたデジタル放送関係予算の着実な執行とあわせ、下記事項について早急に実現されるよう強く要望する。

記

- 1 視聴者側の受信環境整備に伴う負担軽減のための方策を強力に進めること。また、経済的弱者への支援策について、早急に内容を検討・決定すること。
- 2 今後、デジタル放送に関する相談が飛躍的に増加することが見込まれるため、「地域相談・対策センター」を各県ごとに整備し、アウトリーチのサービス体制を整備すること。
- 3 デジタル放送中継局整備や辺地共聴施設整備について、地方自治体の過度の負担とならないよう放送事業者等との調整を図り、情報格差が生じないよう努めること。
- 4 都市受信障害については、各地域の実情を把握の上、良好な受信環境の整備を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月19日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
内閣官房長官	

石川県議会

介護労働者の待遇改善を求める意見書

介護労働者は、人間の尊厳にかかわる崇高な仕事をしているにもかかわらず、低賃金、長時間重労働など大変厳しい労働環境から離職率も高く、待遇改善が待ったなしの課題となっている。早朝から深夜までの重労働の上、人手不足で疲れても休暇も取れない。こうした厳しい現実に直面して、このままでは生活できない、将来に希望が持てないと、耐え切れず退職していくケースが多発している。

また、団塊世代の高齢化などにより、今後10年間で、40万人から60万人もの介護職員の増員が必要と見込まれているが、介護に携わる人たちがいなくなれば介護保険制度も立ち行かなくなり、まさに介護保険制度の根幹を揺るがす問題である。

よって、国におかれては、介護に携わる人たちが誇りと自信を持って仕事ができるよう、また安心して暮らせるよう、下記の点について特段の取り組みを行い、労働条件や福利厚生の上昇に全力を挙げられるよう強く要望する。

記

- 1 全労働者の平均を大きく下回っている給与水準の実態を職種や勤務形態ごとに把握し、低賃金の原因とその是正策を早急に検討すること。その上で、それぞれの介護事業者がキャリアと能力に見合った適切な給与体系が構築できるよう介護報酬のあり方を見直し、次期介護報酬改定で適切に措置すること。
 - 2 昨年8月に示された福祉人材確保指針について、福祉・介護サービスを担う人材確保のため、労働環境の整備やキャリアアップの仕組みの構築など早急な取り組みを進め、福祉・介護現場における指針の実現を図ること。
 - 3 小規模事業所などにおける職場定着のための取組支援や労働時間短縮のための事務負担軽減策、さらには、事業所の労働条件等労働環境に関する情報開示など介護労働者の待遇改善のための総合的な取り組みを進めること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月19日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
厚生労働大臣	
内閣官房長官	

石川県議会

議会議案第12号

「知的財産立国」の推進に関する意見書

日本経済の本格的な景気回復への途を確立し、我が国産業の国際競争力の強化を図る視点から、新たな知的財産の創造及びその効果的な活用による付加価値の創出を基軸とする活力ある経済社会を実現するための戦略的、総合的な施策を推進する必要がある。

そのため、国、地方公共団体、大学、事業者等が「知的財産立国」を強力に推進していくための環境整備が不可欠である。とりわけ、各府省に散在する知的財産権関連の行政機能の整理・統合、知的財産高等裁判所の一層の充実、特許審査の迅速化、国内外での特許取得の促進、知的財産権の価値評価手法の確立、知的財産権に係わる人材育成、消費者利益にも十分配慮したコンテンツ産業の育成、職務発明制度の適正な運用、特許権等侵害への対策強化、中小・ベンチャー企業への支援などに重点を置くことが求められる。

よって、国におかれては、以上の諸点を踏まえ、「知的財産基本法」のさらなる具体化、「知的財産推進計画」の着実な実施に取り組み、世界最高水準の「知的財産立国」の実現に努められるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月19日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
文部科学大臣		
経済産業大臣		
内閣官房長官		

石川県議会

議会議案第13号

2016年オリンピック競技大会並びにパラリンピック競技大会の 東京招致を支援する決議

我が国ではこれまで1964年の夏季東京大会をはじめ、1972年の冬季札幌大会、1998年の冬季長野大会と、3回のオリンピック競技大会を開催し、世界中の人々に多くの感動と喜びを与えてきた。

そして今、21世紀を迎え、再び東京都は、「夏季オリンピック競技大会並びにパラリンピック競技大会」の開催を目指している。

我が国がこれまで培ってきた伝統や文化、先端技術を世界に発信し、世界平和を希求する強い意思と数多くの問題を乗り越えてきた姿を改めて示すことは、世界の平和と発展に大きく貢献する。また、世界のトップアスリートに最高の自己表現の場を提供することにより、未来を担う子どもたちに新たな感動を与えることができる。

本県では、本年4月には県総合スポーツセンターが完成するなど、スポーツ振興に力を注いでおり、オリンピック大会の日本開催は、本県の子どもたちに夢と感動を与え、スポーツがより盛んになるとともに、心身ともに健やかで心豊かな人づくりのための最良の機会である。

よって、本県議会としては、2016年オリンピック競技大会並びにパラリンピック競技大会の日本開催を心から希望するとともに、東京都の招致活動を全面的に支援、協力するものである。

以上、決議する。

平成20年3月19日

石川県議会

